

京都市交通局企業職員旅費支給細則の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第23号

京都市交通局企業職員旅費支給細則の一部を改正する規程

京都市交通局企業職員旅費支給細則の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第15条」を「第14条」に改め、同項の表を次のように改める。

調 整 す る 場 合	調 整 の 基 準
1 局の経費以外の経費から旅費の全部 又は一部が支給される場合	正規の旅費額から、その支給される旅費 相当額を減額する。
2 研修、講習、訓練その他これらに類す る目的のための旅行で、同一地域に滞在 する期間（その地域に到着した日の翌日 からその地域を出発する日の前日まで の間をいう。）が引き続き5日を超える 場合	正規の旅費額から、次の区分に応じ、そ れぞれに対応する額を減額する。ただし、 別に定める場合を除く。 (1) 宿舍及び食事の提供を受ける場合 宿 舎及び食事の提供を受ける日数について 規程別表に掲げる宿泊料の全額に相当す る額 (2) 宿泊の提供を受けるが、食事の提供を 受けず、又は食費を徴される場合 宿舍 の提供を受ける日数について規程別表に 掲げる宿泊料の10分の9に相当する額 (3) その他の場合 5日を超える日数につ いて規程別表に掲げる宿泊料の10分の 1（30日を超える日数については、1 0分の2）に相当する額

<p>3 測量、調査その他これらに類する用務のためまたはその職務の性質上常時旅行を必要とする職員が旅行する場合</p>	<p>正規の旅費額にかえ、その基準内で日額旅費を支給する。日額旅費を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法はその都度定める。</p>
<p>4 前各号に規定する場合のほか、特別の理由により、特に正規の旅費額を支給することが適当でないと認められる場合</p>	<p>1 旅費の一部を減額し、またはその全部を支給しない。 2 旅費額から一部を減額し、渡切旅費として支給する。</p>
<p>5 災害その他特別な事情により著しく高い宿泊料を要する場合または用務地における宿泊施設を指定され、定額の宿泊料では宿泊の実費に不足すると認められた場合</p>	<p>宿泊料定額の15割以内で、宿泊の実費額を支給する。</p>
<p>6 前号に定める場合のほか、公務上正当の理由により正規の旅費額が著しく旅行の実費に不足すると認められた場合</p>	<p>旅費の全部または一部を実費相当額まで増額して支給する。</p>

第8条の2中「直ちに」を「直接目的地まで」に改める。

第11条中「規程第12条の2、第12条の3及び第12条の4」を「規程第11条の2、第11条の3及び第11条の4」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)